

喪家心得

特41

232

館籍書台官款本日天				東
四	三	二	一	8
冊	號	架	函	一

匡一五二一

014324-000-0

特41-232

喪家心得

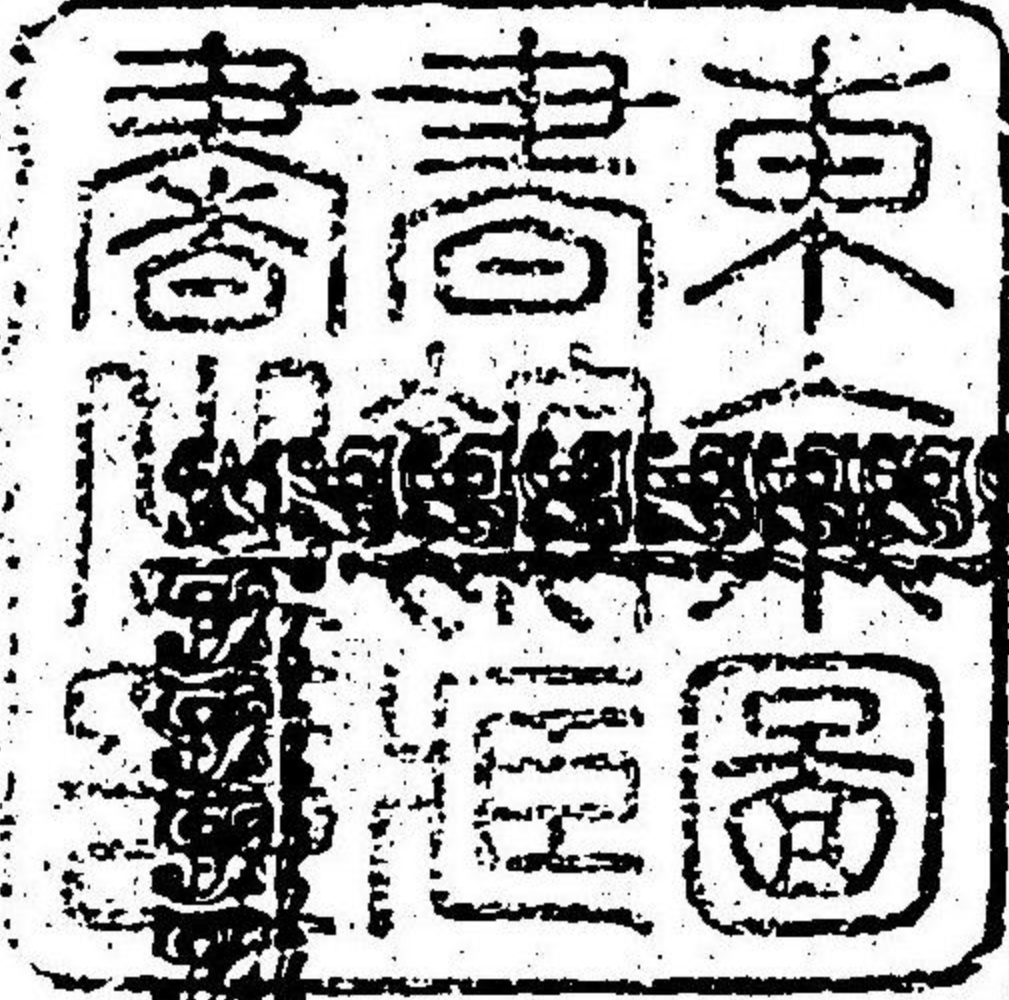
加藤 事松 / 編

M14

ABB-0669



特41  
232



堪家心得

定價二錢

うつせまれば世に在どわぞいけりと生る人春秋に移り替ら  
ふまにうゝ幼死なきは壯りに壯なる老終に身失る  
事、能一の入り得まぬかるへき故、神祖の神は御世よ  
と、其遺體と葬る、法式と定先おろせ給ひたじ、

凡そ 皇御國は人民の心淳樸おろく君と尊み、父母と  
敬ひ、兄弟をまなしみ、妻子と恵み、朋友と睦ましむ、風俗殊  
に篤かりけれり、其死りぬる人を、もてあつらふ道も、備り  
ておひ有たる、抑其葬は禮と、即 神祖の神は御意と  
く、其御世はほどより、おへて行ふへく、制給へる事著さと、  
中つ御代よと、佛氏に教と崇め給ひしより、以降葬は儀さ

へ、専ら僧徒の掌るへた事は如くそ、あきまける、近き頃備  
葬と云ふもれしと、西土の周世は禮に、従ふもれもはを  
と、ふれさへ外國の制にして、御國の禮に、はらざるを  
かにせむ、ふれまき神代より定まらる、御儀ある事を知ら  
ざるよりくあり、若まことに其禮ある事と知得らむ  
ふと、今の現に 天皇命に御れもむけよ従ひ、御惠と被  
ゆるもれ、死まるととく、異國の禮法に據り行ふへき、理ある  
處くもあらすまむ、

○凡人ノ子タル者、父母ニ孝養ヲ盡スヘキハ、謂マテモ無シ、  
若シ萬一ノ事アラムナリハ、甚惡ロニ葬祭ヲ取行フヘキ  
コトナリ、

若疎畧ナル取行ヒテシテ、後ニ悔ルコトアリトモ、改ル  
コト能ハス、サレハ能々、心ヲ盡スヘキコトナリ、  
平常ノコトハ、イカニ省畧スル、葬具奠供ハ、力ノ及フ限り、  
堅牢美良ナラムコトヲ要ス、

○我 皇國上古ノ御制ハ、殊ニ火ノ穢ヲ重クセシカハ、方  
今理世安民ノ御主意ヨリ、混穢ノ制ヲ廢止ラル、如キ、易  
箇ノ御制度、仰出サル、チ口實トシ、不稽ノ所業無キヤウ  
ニ、注意スルヲ、臣民ノ義務ナレハ、別シテ火ノ穢ヲ慎ミ、成  
丈穢火ヲ使用スヤウニスヘキナリ、又恣ニ肉ヲ嗜ヒ、酒ヲ

吞ミ、無頼ノコトアルヘカラス、總ヘテ父母近親ハ更ナリ、  
 人ノ喪ニ遭テ、哀情無キハ、人ヲル者ノ道ニアラス、  
 ○病者命終ラハ、速カニ尸長ニ告ケ、産土神社ニ申シ、葬祭ノ  
 式法ハ、總テ神官、或ハ教導職ニ委ヌヘシ、  
 ○葬祭ノ等差ヲ議定シ、圖式等ヲ見合セ、故具祭具ヲ造ラシ  
 ヲ、且招魂、入棺、葬送ノ日時、葬地等ヲ定ムヘシ、  
 喪主ハ哀ニ紛レ、諸事行届キカテナレハ、親族ノ内、亦ハ  
 組合ノ者ヲ依頼シ、悉ク執行ハシムヘシ、  
 ○遺體ハ上座ヲ枕コシテ、面ニ白布ヲ覆ヒ、枕邊ニ守刀、或ハ  
 守鏡等ヲ置キ、屏風ヲ建廻シ、机ヲ設ケ、常膳、或ハ盥水等ヲ  
 供ヘ、夜ハ燈ヲ點シ、傍ニ陳列シテ、内外ヲ戒メ、安靜ニシテ、  
 喧擾ナラシムルコト勿レ、

屏風ヲ逆ニ立ル杯習俗ナレハ、謂レナキコトナリ、  
 ○棺内ニ納ルハ、十二時ハカリ、過キタルヲ宜シトス、  
 ○死者ノ着物改ムヘカラス、別ニ新シキ衣ヲ仕立、上ニ着ス  
 ヘシ、死體ヲ素裸ニシテ、沐浴スルナト、必ス成スヘカラス、  
 イオニ洗ヒ濯クトモ、清淨ニハ成ラヌモノナリ、又死者ヲ  
 永ク留置キ、臭氣ナト出ムモ、其人ノ耻ナレハ、其心配有ル  
 ヘシ、  
 ○棺ニ収ムルニハ、禮服、刀劍等ハ、其形シロヲ作り、又手馴レ  
 シ品トモ添ヘ収メ、内ヲ動かヌヤウニ 茶、或ハ箸、或ハ大鐸、或ハ扇等  
 ニ入堅クツメテ、蓋ヲナシ釘コテ固ムヘシ、  
 ○棺ヲ作ル用材ハ、椴ノ木ヲ用ウヘシ、此木無クハ松ノ木ヲ  
 トナ用ウヘシ、檜ノ類用ウヘカラス、

其寸法ハ時宜ニ隨フヘシ、  
○棺ニ収メテ、前方ニ、姓名之柩ト書ス、  
○棺内ニ収ムルコト終ラハ、座敷ニ薦ヲ敷キ、其上ニ移スヘシ、  
其側ニ柩一本ヲ立、

棺前ノ作法、濟テ後、墓上ニ立ル料ナリ、  
其前ニ机ヲ設ケ、淨水、散米、大麻ヲ備フ、

○酒饌肴菓子ノ類、何コヲモ備ヘヌト云フ限リハ無クシテ、  
總テ家ノ有無ニ隨フヘキコト肝要ナリ、又靈前ニ供シタル、  
魚味蔬菜ニ至ルマテ、下ケタルモノハ、謹テ食スヘシ、私ニ  
魚味ウマキモノナト喰フヘカラス、却テ喪ノ實意ヲ失フ  
コトアレハ、能々心ヲ用ウヘシ、

○靈號ハ、何某ノ靈ト定メ位牌ヲ設ケ、祭ノ式アルヘシ、

靈號ハ、實名、謚名等隨意タルヘシ、男女ニヨリ其書様アリ、  
圖式等ヲ見合スヘシ、

○出棺前饌ヲ備ヘ、人々拜禮アルヘシ、祭文亦玉串等ノ儀アルヘシ、  
但拜禮ニハ、平手ニツ拍ツヘシ、以下同之、

靈號定、出棺同日ナレハ、兩度ノ祭ヲ合セテ一度コトナスヘシ、  
亦葬地ヘ至テノ祭式モ、葬地コトテ其式出來難キ分ハ、  
出棺前祭文ヲ讀ミ、一同ニ致シテモ宜シ、

○出棺ノ剋限ハ、夜ヲ以テ本儀トスレモ、或ハ墓所遠ク、或ハ  
來會人ノ便利ニ依テ、時宜ニ隨フヘシ、

○葬送ノ供ハ、其身存生ノ格ニ應シテ、御制アリ、亦貴キハ賤  
キニ同シク、賤キハ貴キニ同シキ事ヲ得サレ、ト命ニモ出  
タレハ、其家々ノ有無ヲ考ヘ、質素ノ品ヲ用キ、無益ノ飾アリ

ルヘカラス、

○喪主以下棺ヲ護シテ發引ス、行列圖ノ如シ、  
門前ニ燎ヲタクヘシ、

○柩葬地ニ至ラハ、薦ヲ敷キ、柩ヲ中央ニ置キ、廻リニ諸道具  
ヲ立、庭火ヲ焚キ、喪主始親類并ニ會葬人ニ至ルマテ、各々  
蹲踞セシム、此時齋主起テ正面ニ向ヒ、拍手揖シテ、祭文ヲ  
讀ミ、亦拍手拜シ本座ニ着ク、扱拜禮ノ仕儀ハ、先近親ノ者  
ヨリ、順々ニ進ミテ、拜禮アルヘシ、

○柩ヲ墳底ニ埋ム、

墳ハ成丈、深ク掘ラスヘシ、一丈ヨリ淺クスヘカラス、

○墓誌ハ、石或ハ瓦コテスヘシ、姓名年月日等ヲ鐫シテ、墳中  
ヘ同ク収ム、庶人ハ之ヲ造ラサルモ、意ニ任スヘシ、亦行列

ニ用キシ不用物、旗挑灯ヲモ埋ムヘシ、

○墓標ハ角木ニシテ、寸法等ハ時宜ニ随フヘシ、認メ方ハ、諡  
名ニテモ、俗名實名ニテモ宜シ、何レモ墓トスヘシ、

○墓所ハ墓標ヲ中ニ立テ、其側ニ柩ヲ立ヘシ、

此柩ハ家ニテ、柩前ニ立置シ柩ナリ、

其前ニ水ヲ供シ、亦左右ニ花ヲ供スヘシ、其四方ニ杭ヲ立、  
葉附竹ヲ立、注連ヲ引廻シ置ヘシ、

畧シテ二本竹ニ注連ヲ横ニ引テモヨシ、

○葬ノ事畢テ、遠路ニテ川邊、或ハ喪家門外ニテ、身滌禊祓ノ  
儀アルヘシ、

○出棺後、喪家ニテハ、豫テ盥湯ヲ灑キ、大麻ヲ曳キ、内外ヲ祓  
ヘ清メテ、祭場ノ裝束ヲ整頓スヘシ、

葬後ノ靈祭ハ、葬事終テ家ニ歸リタル夜カ、又ハ翌日ニ行フヘシ、

○歿日ヨリ五十日ノ間、日々ニ酒饌ヲ供フヘシ、又十日毎ニ酒饌ヲ厚クシテ、靈祭スヘシ、

七日、三十五日、五十日ト祭ルモ、古例ナレハ妨ナシ、

○五十日ノ忌明ニ至テハ、早旦一家浴潔シ、火ヲ改メ、靈璽ヲ家廟ニ移シテ、靈祭スヘシ、

○百日ノ期ニ至リテ、又靈祭ヲ行ヒ、此日墓碑ヲ建テ、墓標ヲ除クヘシ、

○毎年正辰、死者ノ本月家廟ニテ、靈祭スヘシ、

一周、三年、五年、十年、二十年、三十年、四十年、五十年、百年ヲ式年トス、分ニ隨テ靈祭スヘシ、

又一周、三年、七年、十三年、十七年、二十五年、三十三年、五十年、百年ト祭ルモ、古例ナレハ意ニ任スヘシ、

○毎年春秋二季、仲月ヲ用テ先祖代々ヲ合テ、靈祭ヲ執行フヘシ、

○父母ノ正辰ハ、假令官員ト雖モ、一日ノ御暇ヲ賜ヒテ、齋祭ヲシメ給フ、當今ノ御掟ナレハ、厚ク心ヲ用テ、其靈魂ヲ慰テ、孝敬ノ實ヲ盡スヘシ、

右靈祭スル毎ニ、必ス墓所ニ參詣スヘシ、

○葬祭ノ後、親戚一同、祓禊ヲ修シ、産土神社ニ於テ、神魂復版神祭、執行ノ事アリ、神官ニ委ネテ、之ヲナスヘシ、

葬祭圖式

近刻

葬祭儀心得

同



誕生婚禮心得

同

祝詞例文

同

證號用字選

同

明治十四年五月廿一日御届  
同年六月出版

編輯人

長野縣士族

加藤

藤事松

長野縣北深志町五番丁  
七百四十八番地

松本神道事務分局

長野縣北深志町一番丁  
甲一番地

出版所

發賣

林書

高美甚左衛門

竹内禎十郎

窪田重平

小松為吉

大塚八十平

松本吟天社印刷

